

《研究ノート》

チエコ共和国国際私法の改正について

笠原 俊宏

目次

- 一 前書き
- 二 新法の特徴
- 三 総則規定の概容
- 四 各論規定の概容
- 五 後書き

一 前書き

一九四八年三月一日採択の「国際私法及び準国際私法並びに私法領域における外国人の法的地位に関する法律」（川上太郎『国際私法の国際的法典化』（有信堂、一九六三年）五三頁以下参照）を基本的に受け継いで、一九六三年一月二四日に成立した「国際私法及び国際民事訴訟法に関する法律」（一九六四年四月一日施行、以下、「旧法」とする）は、当時、相当に精緻な規則を有する国際私法典として注目され、わが国においても紹介されている（拙編

訳『国際私法立法総覧』（富山房、一九八九年）二〇八頁以下参照）。一九九一年二月二六日のソビエト連邦の解体は、旧チェコスロヴァキア社会主義共和国における共産党政権の崩壊をもたらし、その国名もチェコスロヴァキア連邦共和国と改称されて連邦制が維持されたが、一九九二年には、連邦議会における「連邦解消法」の可決により、一九九三年四月一日、チェコスロヴァキア連邦共和国はチェコ共和国とスロヴァキア共和国とに分離された。その後、旧チェコスロヴァキア社会主義共和国において施行されていた法令は、基本的には、そのまま両共和国に受け継がれていた。そして、国際私法についても、右法律が分離後の両共和国において必要な改正が加えられて施行され、両者の乖離はさほど大きなものではなかった（Monika Pauknerová, *Private international law in the Czech Republic*, 2011, p.16）。

スロヴァキア共和国の国際私法について見れば、それは、独自に度重なる修正が加えられ、又、数々の新しい条項が追加された結果、その成立当時の内容とはかなり異なる規定が多くなっているのが現状であるが（拙稿「スロヴァキア共和国の国際私法立法」東洋法学五六巻二号一九一頁以下）、チェコ共和国においても、二〇〇四年五月一日、欧州連合に加盟したことにより、憲法の修正を始めとする法改正が必要とされる新たな状況が出現するに至っている（Pauknerová, *op. cit.*, p.17）。二〇一二年一月二五日、「国際私法に関する二〇一二年法令集第九一号法律」（以下、「新法」とする）が成立し、同法律により、チェコ共和国の国際私法立法は全面改正されるに至った。新法においては、規律の対象とされる事項的範囲も拡大され、又、旧法の特徴であった国際民事手続法も一層充実され、国際的管轄権及び外国判決の承認に関する諸規定を含む一二五箇条に亘る精緻な国際私法立法が、二〇一四年一月一日から施行されることとなっている。そこで、以下において、新しいチェコ共和国国際私法の内容に関して、未だ、欧州諸国の学術専門文献・資料等の十分な情報が得られていないため、細部に亘って周到に言及することは困

難であるが、その概容について、知られる範囲において素描し、又、特に旧法との比較において若干の言及を試みることとしたい。

二 新法の特徴

まず、全体的な外観として、七〇箇条をもって構成されていた旧法に対して、前述のように、より詳細な国際私法及び国際民事手続法の規則を有する一二五箇条をもって構成されている。旧法においても、かなり詳細な国際民事手続法規定が置かれていたことがその特徴となっていたが、新法における特徴として、先ず指摘されるのは、それらの諸規定の配置である。すなわち、旧法が、国際私法規定及び国際民事手続法規定のいわば二部構成となっていたのに対して、新法においては、規律の対象となる法律関係毎に、チェコ共和国裁判所の国際的裁判管轄規則、準拠法選定規則、外国判決承認規則に関する規定が置かれている。涉外私法事件の処理における三つの局面を規律する規則が、それぞれにまとめられている。もともと、このような規定の配置の形式は、既に、一九八七年スイス国際私法や二〇〇四年のベルギー国際私法においても見られるものであり、チェコの新法によって初めて導入されたというわけではない。

新規の規定を増加することにより、旧法において規定されていなかった基礎的な事項についても、明確な規則が置かれるようになってきている。それとして、例えば、法人に関する諸規定が挙げられる。旧法第三条においては、自然人と法人との区別もされていなかったが、新法は第七〇条において、法人に関し、かなり精緻な規則を定めている。信託に関する諸規定の導入も、当事者意思自治の法理の導入とともに注目されることである。旧法において欠けていた規定の整備とともに、旧法の制定後に新たに出現した法律関係ないし身分関係に関する規定の新設も、

新法の特徴として指摘される規定であろう。すなわち、同性間の婚姻及び登録パートナーシップに関する第六七条がそれである。又、国際破産や国際仲裁判断に関する諸規定の充実も顕著である。

旧法において明確にされていなかった多くの規則に関し、特に注目されるのは、総則規定が充実されたことであろう。旧法において規定されていなかった総則に関する諸規定が、準拠法選定規則のための総則規定に止まらず、詳細な国際民事訴訟に関する総則規定を含めて、数多く新設されていることも、新法の特徴の一つであると言えるであろう。

三 総則規定の概容

新法は、第一編「総則規定」の下に、国際私法としての基本規定を置いている。それらの諸規定として、第一条「主題」は、渉外的要素を有する規律対象として、次のように定めている。すなわち、予定された法律以外の基準を含め、私法関係において規律する国家の法律、私的状況における外国人及び外国法人の法的地位、渉外的要素が管理であるときは、上記に言及された事項を処理し、かつ、裁判する裁判所及び他の官庁の権限及び手続、外国裁判の承認及び執行、外国との関係における司法援助、破産に関する一定の事項、外国仲裁裁定の承認及び執行を含め、仲裁に関する一定の事項がそれらである。

次に、第二条は、国際私法の法源の序列について、国際的合意及び欧州連合規則の優先を謳い、新法は、チェコ共和国が拘束されている国際条約が發布した諸規定、及び、欧州連合法が直接的に適用する諸規定へ服するものとする。適用実質法の優先として、第三条は、「強行的適用規定」につき、新法の諸規定は、何れの法体系がかなう諸規定の適用が影響を与える法律関係を規律するかに拘わらず、チェコ法上の諸規定が常に適用されなければならない

らない場合におけるそれらの適用を妨げないとして、内国強行規定の適用を優先させている。

講学上、国際私法の総論とされている諸事項については、第四条が、「公の秩序」につき、新法の諸規定に従って適用されるべき外国法は、その適用の結果が明らかに公の秩序に反するとき、適用されることができない。同様の理由から、外国裁判、外国裁判所の解決、外国鑑定、及び、他の公的文書、外国仲裁裁定を承認するか、若しくは、外国からの要請に対して手続的処置を執ることが不可能であるか、又は、外国においてか、若しくは、外国法に依って生じた法律関係若しくは事実についても、承認することは不可能であると定める。

又、第五条は、「法律回避」につき、当事者の合意が損なわれてはならないとされる本法の諸規定を拒けるために創出された事実、又は、偽りの故意の行為は無視されるとして、法律回避論を肯定的に位置付けている。

更に、第三編「国際私法の一般規定」中には、多くの総則規定が置かれている。先ず、第二〇条は、「性質決定」として、特定の法律関係又は問題の準拠法を決定するための法的評価は、常に、チェコ法の下に行なわれるべきものとする(第一項)。しかしながら、特定の法的権利又は法規の問題について、複数の法制度を適用するとき、第一項に従ったそれらの諸規定の評価のため、それらの諸規定がその法体系において果たす機能をも考慮するものとし(第二項)、又、法律が、何らかの基本的関係をもつて意図されているとき、当該基本的関係と結び付いている特定の関係又は問題の評価は、常に、当該法律の下に行なわれるべきものとする(第三項)。但し、準拠法(連結素)を決定するため、本法の抵触規定において定められた事実は、チェコ法の下に検討されるとする(第四項)。

続いて、第二一条は、「反致」について、まず、本法の諸規定が外国法の適用に権限を付与し、かつ、その諸規定がチェコ法へ反対に送致するとき、チェコ法上の実質法が適用されるとして狭義の反致を規定している。次に、

外国法の諸規定において、他の外国法へ送致される場合には、当該他の外国法の実質規定が、それがその法選択規定に従って適用されるときは適用され、さもなければ、チェコ法上の実質規定が適用されるとして、その限りにおいて、転致（再致）が認められるが（第一項）、契約法及び労働法の状況においては、反致ないし再致は無視されるものとする。当事者意思の尊重及び弱者利益の保護の顧慮がその理由であろう。従って、準拠法が当事者によって選択されたとき、抵触規定の考慮は、それが当事者間の取決めから明らかであるときにのみ、それを行なうことができるとする（第二項）。

続いて、第二二条は、「先決問題」について、諸問題の準拠法の決定においては、本法の諸規定を適用する。当面の問題（本問題）の解決につき、チェコ共和国裁判所がそれ自身の法に権限を与えなかったときは、当該問題が外国法に依って規律される限り、先決問題準拠法の決定のため、本問題準拠法上の抵触規定が適用されるとし（第一項）、又、先決問題を構成する法律関係が、既に、権限を有するチェコ共和国官庁、又は、チェコ共和国における承認要件を満たす判決が下された外国の裁判所若しくは官庁によって合法的に解決されているとき、形式審査のみをもって、当該外国裁判所の判決が根拠を有するものとする（第二項）。

続いて、第二三条は、「外国法の確定及び適用」について、本法の諸規定が別段に要求しない限り、本法の諸規定に従って適用される外国法は、職権により、かつ、当該法律が施行されている領域において適用されているように適用されるべきものとする。当該外国法の諸規定は、それらがチェコ法の実質規定と必然的に抵触しない限り、それらの制度的分類又は公的性質に拘わらず適用されるものとし（第一項）、又、別段に特定されていない限り、本法の諸規定に従って適用されるべき外国法の内容は、職権をもって決定されるものとする。本法によって規律された問題を解決する裁判所又は官公庁は、全ての適切な手段もって解決を行なうべきものとする（第二項）、

裁判所又は官公庁は、外国法の内容を知るため、法務省の声明を要求することができる(第三項)。更に、特定の集団の人々につき、多数の法体系ないし異なる取扱いを有する国家の法律の適用のため、当該国家の法律がたるべき立法の適用を決定するとして、間接指定主義の立場を原則とし(第四項)、そして、然るべき期間内に外国法を見い出すことが不可能であるときは、チェコ法が適用されるべきことを定めている(第五項)。

更に、第二四条は、「例外的な援用及び準拠法の決定」について、事件の全ての状況、及び、特に、別の法秩序の適用についての当事者の合理的な期待を考慮して、本法の諸規定に従って適用されるべき法律の適用が不合理であり、かつ、当事者間の公平な取決めに反するとき、それは例外的に差し控えられることができる(第一項)。そして、その場合に、他の連結規則の下に準拠法を決定することができないときは、当事者が準拠法を選択したか、又は、さもなければ、特定の優先すべき権利の適用が確認されない限り、当面の問題と最も密接な関係がある法律が適用されるべきものとする(第二項)。

そして、第二五条は、「他の外国法の強行的適用規定」として、本法の諸規定の下においては適用されないが、他の国家の法律の下においては、当該他の国家の法律の諸規定が適用されることとなるとき、当事者は、権利及び義務の本来の準拠法に拘わらず、当該他の国家の法律の適用を要求することができる。当該法律の権利及び義務への適用についての要件は、当該他の国家との十分に重要な関連性、及び、当事者にとって、その適用又は不適用から生じる結果が考慮されなければならない。それらの諸規定を主張する当事者はそれらの諸規定の効力及び内容を証明しなければならない。

又、「外国自然人及び外国法人の法的地位」に関する諸規定も、総則規定として位置付けられている。先ず、第二六条は、外国国民とは、チェコ共和国市民でない者を意味する。外国法人とは、チェコ共和国の領域外において

設立された法人を意味するとし（第一項）、外国自然人及び外国法人は、その身分的権利及び財産的権利について、本法及び他の法律において別段に述べられていない限り、チェコ共和国市民及びチェコ法人と同一の権利及び義務を有するとし（第二項）、外国がチェコ共和国市民及びチェコ法人をそれ自身の市民及び法人と別に処遇する場合には、外務省は、権限を有する官庁と合意して、第二項が適用されないことを公報において表明するものと定めている。但し、欧州連合法が、当該外国自然人及び法人につき、チェコ共和国市民及びチェコ法人と同一の権利及び責任を与える者であると定めるときは、それに従うべきことが定められている（第三項）。そして、第二七条は、チェコ共和国において、労働法の分野、著作権及び工業所有権の分野において営業活動を行なう外国人及び外国人の地位については、他の立法によって規律されることを定めている。

最後に、第二八条は、「重国籍又は不確定国籍」について、何れかの者が、チェコ共和国市民であると同時に、他の国家の市民でもあるときは、その者の国籍はチェコ共和国のそれとするものとし（第一項）、何れかの者が同時に幾つかの国家の市民であるときは、最後に取得された国籍によって決定されるが、その者の生活状況により、その者が市民である他の外国国家へのその関係が実質的に勝る場合には、当該国家の国籍が決定するとし（第二項）、如何なる国家の市民でもない者であつて、同時に、その国籍が第二項の下においても決定されることができない者は、その当時、その者が常居所を有する領域が帰属する国家の市民であると見做され、又、その領域に常居所が見い出されることができないときは、その者が居住する領域が帰属する国家の国籍を有するものと見做される。更に、それも見い出されることができないときは、本法の目的のため、チェコ共和国市民として手続きされるとする（第三項）。尚、何れかの者が国際的保護の志願者、避難民若しくは付随的保護の受益者、又は、他の立法の下における無国籍者であるときは、避難民の法的地位及び無国籍者の法的地位を規律する国際的合意の諸規定の

下に、その者の身分的地位は国際的合意によって規律されるとする（第四項）。

以上、わが国国際私法の主たる法源である「法の適用に関する通則法」（以下、「通則法」とする）においても、総論問題に関する明文規定は乏しく、その多くが判例及び学説に依存しているのが実情である。すなわち、総則として、明文をもって規定されているそれは、重国籍者の本国法（通則法第三八条第一項）、無国籍者の本国法（同第二項）、地域的不統一法国法の適用（同第三項）、人的不統一法国法の適用（同第四〇条）、反致（同第四一条）、公序（同第四二条）に限られていることは、非常に対比的である。

他方、新法の特徴の一端を如実に表現するものとして、第二編「国際手続法の総則規定」が置かれている。第一章「権限」中には、第六条が、「チェコ裁判所の裁判管轄権」として、手続規則がチェコ共和国における管轄裁判所を規律するとき、本法又は他の立法が別段に定めていない限り、チェコ裁判所は権限を与えられとし（第一項）、チェコ裁判所が権限を有するときは、同一法律関係又は同一事実状況からの反訴についても、その管轄に服するとする（第二項）。又、第七条は、「チェコ裁判所の裁判管轄権からの免除」として、外国国家は、外国において行なわれたその行為及び訴訟から生じる手続に関し、チェコ裁判所の管轄から免除されるとし（第一項）、チェコ裁判所の管轄からの免除は、一般国際法又は国際的合意の下に、外国国家に対して、他の国家において権利を行使することができる範囲において、他の行為、訴訟又は事件へ適用されるとし（第二項）、一般国際法上の国際的取決め、又は、チェコ共和国立法に従い、それらの範囲において、不可侵特権を享受するそれらの国際組織及び機関は、チェコ裁判所の権限へ服さないものとし（第三項）、第一項及び第三項の諸規定は、文書、証人の召喚、執行又は他の手続手段の送達へ適用されるものとし（第四項）、不可侵特権を享受する外国国家、国際組織、機関及び自然人がチェコ裁判所の管轄から排除されていない場合におけるそれらへの送達は、外務省が伝達する。かよう

に伝達することができないときは、裁判所が送達の保管者を指名するものとし（第五項）、そして、第一項ないし第五項の諸規定は、他のチェコ共和国官庁が本法に依って規律された事柄を決定するための手続へも適用されるものとする（第六項）。

次に、第二章の「運用規定」においては、先ず、第八条が「基本規定」として、チェコ裁判所は、当事者が権利の行使において同等の資格を有する限り、チェコ手続規則の下における手続を行なうものとし（第一項）、外国において開始された手続については、チェコ裁判所において、同一の当事者の間における同一の事項に関する手続を開始しない。チェコ裁判所によって開始された手続が、外国において解された手続よりも後であるとき、チェコ裁判所は、外国判決がチェコ共和国において承認されることが正当に見込まれる場合には、中止することができる（第二項）。

又、「運用における外国人及び外国法人の地位」として、第九条第一項が、訴訟を提起する外国人及びその当事者の適格性は、外国人が常居所を有する国家の法律に依って規律されるとする。但し、チェコ法の下に適格であるときは、それをもつて足りるとし、第二項が、訴訟当事者以外の外国自然人の適格性、及び、その訴訟権限は、当該自然人が規律された法律によって規律されるが、チェコ法の下に適格であるときは、正当とすると定める。同じく、第一〇条は、外国自然人及び外国法人は、相互性が保証されるとき、チェコ共和国市民及びチェコ法人と同一の条件の下に、裁判費用の免除、並びに、それらの者の利益を保護するための無償代理人の立替え及び支給を与えられる。相互性の条件の保証については、欧州連合構成国及び他の欧州経済領域諸国市民へは適用されないとする。更に、第一一条は、外国に常居所を有する外国人、及び、外国法人であつて、物権の規律を求める者に対し、裁判所は、被告の申立てに基づき、それぞれの裁判費用の担保を提供することを課すことができる。一定の期間内

に供託をしないとき、被告に対する訴訟は継続されず、かつ、訴訟は終了するものとする。この必要は原告に知らされるべきものとし(第一項)、担保の提供が課されてはならない場合として、a号ないしe号が定められており(第二項)、それとともに、担保提供の義務は、欧州連合構成国及び他の欧州経済領域諸国の市民へ課されることはできないとする(第三項)。

「外国公文書」については、第二二条が、外国における裁判所、鑑定人及び官庁によって発行された文書であつて、それが発行された地において有効であるもの、及び、チェコ共和国において活動する外国の外交官又は領事官によって発行された公文書又は公認文書につき、それらが認証の記載をもつて交付されているとき、チェコ共和国において検認の効力を有するとし(第一項)、外国において発行された文書が、国際条約に従つて確認の記載を取得し、かつ、然るべきチェコ共和国大使館がその認証に疑義を有しないときは、大使館は当該文書の認証に関して疑義を有しないことの認証条項を与えるものとする(第二項)。又、第二三条は、「相互性の探知」につき、法務省が、裁判所の要求に基づき、それに対して外国国家側における相互性を知らせるものとする。

国際手続法の基本原則として、第三章「外国判決の承認及び執行」は、先ず、第一四条が、チェコ共和国の司法裁判所が決定する権利及び義務に関する外国裁判所判決及び外国官庁判決、並びに、それらの事柄に関する外国裁判所の解決及び外国鑑定又は他の公文書は、証明書が外国最終官庁から取得され、かつ、チェコ官庁によって承認されているとき、チェコ共和国において効力を有すると定める。続いて、第一五条は、本法の他の規定が別段に定めていない限り、承認されることができるとする外国最終裁判として、一連の裁判(a号ないしf号)が掲げられ(第一項)、第一項d号に言及された危険は、外国裁判において敗訴となった当事者が主張するときのみ考慮されることができるとする。これは、第一項b号及びc号に言及された障碍についても、それらの存在が別に知られた承

認官庁を決定しない限り適用されるものとする（第二項）。

更に、第四章「承認及び執行の特別規定」として、先ず、「一定の外国判決」につき、第一七条は、本章の諸規定は、執行可能性の宣言を必要とする欧州連合法又は国際条約の直接的適用に依って規律される外国裁判の承認及び執行につき、その手続において適用されるものとする。続いて、第一八条は、当事者が、承認に関する欧州連合規則又は国際条約の直接的適用により、それが特別な手続において決定されたことを承認することを要求するとき、裁判所が承認に関して裁判するものとされる。

尚、法律行為一般の通則として置かれている諸規定として、第四編「個別の私的制度のための規定」がある。その第一章「権利及び義務の適格並びに部分的権限」の下に、第二九条は、「個人」として、法的人格及び法的能力は、本法に別段の定めがない限り、人の常居所が所在する国家の法律に依って規律されるとし（第一項）、本法において別段に定められていない限り、個人が法律行為を行なっている地の法律の下に適格であるときは、個人は法的交渉について適格であるとし（第二項）、自然人の氏名の調整は、その者が市民である国家の法律に依って規律されるものとする。その者は、その者が常居所を有する領域が帰属する国家の法律を主張することができる（第三項）。一方、第三〇条は、「法人」につき、法人の法的人格及び法的能力は、それが設立された法律が帰属する国家の法律によって規律されるものとする。当該法律は、かような法人の商標若しくは名称及び内部条件、会社とその株主若しくは構成員との間の関係、及び、構成員相互の関係、かような法人の義務についての株主若しくは構成員の責任、並びに、法人の執行について責任を負う者、並びに、その終了を規律するとし（第一項）、チェコ共和国において設立された法人は、チェコ法のみによって規律される。このことは、外国法の下に設立され、外国法に基礎を置く法人の本拠をチェコ共和国へ移転することは、それが、国際条約、欧州連合法又は他の規則の直接

的適用に依るときは、能力に影響を与えないと定めている（第三項）。

権利能力及び行為能力との関連において、「手形及び小切手の能力」については、第三条及び第三二条が置かれている。又、「無能力の制限及び保護事項」として、第三三条ないし第三八条が置かれている。更に、「死亡宣告又は失踪宣告」については、第三九条及び第四〇条が置かれている。続いて、第二章は「法的手続」として、第四条及び第四二条に加えて、第四三条は、「為替手形及び小切手の行使及び異議申立の方式」に関する特別規定である。続く第三章「代理」は、第四四条の他、第四五条において、「事業運営における代理人の信用及び活動」の特別規定を置いている。そして、第四章「時効」は、第四六条が、時効は、期限が服すると同一の法律に依って規律されるべきことを定めている。すなわち、消滅時効については、それを権利義務の実体として位置付けられている。

四 各論規定の概容

各論規定の冒頭は、第五章「家族法」である。その第一部「夫婦間の関係」においては、第四七条の「管轄」に続き、第四八条が、「準拠法」として、人の婚姻適格、及び、その有効要件は、その者が市民である国家の法律に依って規律されるとし（第一項）、婚姻の方式は、婚姻が挙行される地において施行されている法律に依って規律されるとし（第二項）、外国におけるチェコ共和国大使館における婚姻はチェコ法に依って規律されるとし（第三項）、チェコ共和国市民は、チェコ共和国における外国大使館において婚姻を挙行することができないとする（第四項）。続いて、第四九条が、夫婦の身分関係は、それらの者の双方が市民である国家の法律に依って規律されるものとする。それらの者が異なる国家の市民であるときは、夫婦の双方が平常的に居住する国家の法律、又は、

チェコ法に依って規律されるとし（第一項）、夫婦間の扶養義務は、国際条約の下に指定された法律、欧州連合の適用法の直接的適用によって規律されるとし（第二項）、夫婦の自己資金による負担額は、夫婦の双方が平常的に居住する国家の法律、又は、夫婦の双方が国民である国家の法律、さもなくば、チェコ法に依って規律されるとし（第三項）、約定財産制の権利は、夫婦財産制の交渉時に方式へ適用される法律に依って規律されることが定められている。他方、夫婦は、夫婦財産制の準拠法の変更を合意し、それらの財産関係が、夫婦の一方が市民であるか、若しくは、夫婦の一方が恒常的に居住する国家の法律、又は、不動産に関しては、不動産が所在する国家の法律、更に、又は、チェコ法に依って規律される。合意が外国において行なわれるとき、合意の公正証書又は類似の文書によって記録されなければならないとする（第四項）。続いて、第五〇条は、離婚は、開始当時の夫婦の身分関係を規律する法律に依って規律されるとし（第一項）、第一項の下に、離婚を認めないか、又は、非常に厳格な状況においてのみ離婚を許容する外国法を適用することが必要である場合には、少なくとも夫婦の一方がチェコ共和国市民であるか、又は、少なくとも夫婦の一方がチェコ共和国に常居所を有するときは、チェコ法が適用されるものとし（第二項）、婚姻の無効、又は、婚姻が成立したか否かの決定における婚姻能力、及び、方式、その終了は、婚姻当時において、それらと関連する法律に従って判断されるとし（第三項）、前に夫婦であった者の間における扶養義務は、国際条約の下に指定される法律、直接的に適用される欧州連合法の使用によって規律されるとする（第四項）。「外国裁判の承認」に関しては、第五一条及び第五二条が置かれている。

第二部「親子間の関係及び他の幾つかの条件」の下に、先ず、第五三条が、「親子関係の確定及び否定に関する管轄権」について規定し、続いて、第五四条が、「親子関係の確定及び否定に関する準拠法」として、親子関係の確認及び異議申立は、子が出生した管轄地の法律に依って規律される。子が、出生により、複数の国籍を取得した

ときは、その者は、チェコ法に従って行動するものとする。子の母がその懐胎の当時常居所を有していた国家の法律が子の利益に適用ときは、当該法律が適用されるものとし（第一項）、子がチェコ共和国に常居所を有し、かつ、それが子の利益に適用ときは、親子関係の存否を決定するため、チェコ法が使用されるものとし（第二項）、親子関係の決定の有効性については、親子関係が承認された国家の法律の下に有効であるときは、それをもって足りるとされる。外国において、他方の者を世話をする親子関係を否定するその地の法律に従い、裁判手続又は裁判外手続が行なわれたとき、その者の家族の有効性を決定することをもって足りるとする（第三項）。第五五条は、「親子関係の確定及び否定に関する外国裁判の承認」に関し、第五六条は、「未成年者の養育、教育及び世話に関する管轄権」に関する規定である。第五七条は、「未成年者の養育、教育及び世話に関する準拠法及び他の幾つかの条件」として、親子間の養育に関する関係は、国際条約の下に指定された法律、欧州連合の直接的適用の法律の適用に依って規律される。他の関係の受益者の権利に関しては、養育の準拠法が指定されるとし（第一項）、子の身上及び財産の保護についての親の責任及び範囲に関しては、国際条約に基づく法律に依って規律されるとする（第二項）。第五八条は、「未成年者に関する外国裁判の承認」に関する規定である。

第三部「未婚の母の権利」の下に、第五九条は、子の母の請求権であつて、子の父に対するものは、子の出生当時、母が平常的に居住している国家の法律に依って規律されるとする。母は、子の出生当時、その者が市民であつた国家の法律の適用を要求することができる。懐胎した未婚の女子の請求権については、その者が、求婚への服従の当時、市民であつた国家の法律に依って達成されていない限り、その者が、求婚への服従の当時、市民であつた国家の法律に依って達成されるとし（第一項）、子の母が外国人であつて、子の出生当時、チェコ共和国に平常的に居住しており、かつ、子の父がチェコ共和国市民であるときは、子の母の権利は、チェコ法に依って規律され

るものとする（第二項）。

第四部「養子縁組」の下に、第六〇条は、「管轄権」に関し、又、第六一条「準拠法」は、養子縁組の成立は、養子が市民である国家の法律に定められた要件に服するとし（第一項）、夫婦の国籍が異なるとき、養子縁組は、それらの者の国籍によって確定される夫婦双方の法律、及び、養子が市民である国家の法律を遵守しなければならぬとし（第二項）、第一項及び第二項の諸規定の下に、養子縁組を許さないか、又は、非常に厳しい状況の下においてしか許容しない外国法の適用が必要であるとき、養親、若しくは、少なくとも夫婦の一方、又は、養子がチェコ共和国に常居所を有する限り、チェコ法が適用されるものとされる（第三項）。又、第六二条は、養子縁組の効力は、成立の当時、全ての当事者が市民である国家の法律、又は、成立の当時、全ての当事者が常居所を有する国家の法律、又は、養子が市民である国家の法律に依って規律されるとし（第一項）、養親の権利及び責任、教育及び世話に関し、養子と養親若しくは養親双方との間におけるの関係は、第五七条の諸規定に依って指定される法律が同様に適用されるとする（第二項）。「外国裁判の承認」に関しては、第六三条がある。

第五部「成年者の後見及び監護」の下に、第六四条が、「管轄権」につき、そして、第六五条が、「準拠法」につき、未成年者の信託及び後見については、それに関する裁判所又は官庁が所在する国家法律が適用されるとする。但し、未成年者の身上又は財産の保護が、状況が重要な関連性を有する他の国家の法制度の例外的適用又は考慮を必要とするときは、それが適用されるとし（第一項）、未成年者が常居所を変更し、かつ、他の国家に常居所を有するとき、その変更後、未成年者が以前に平常的に居住した国家において創設された後見及び信託の条件は、当該他の国家の法律に依って規律されるとし（第二項）、又、回復のため、第一項及び第二項の適用の更なる援用が考慮されるとし（第三項）、そして、第三五条及び第三六条が、必要な修正を加えた上で適用されるものとされている。

る(第四項)。第六六条は、「外国裁判の承認」に関する規定である。

更に、同性間の登録パートナーシップについては、「登録パートナーシップに関する二〇〇六年法令集第一一五号法律」が規律しているが、それには抵触規定が置かれていなかった(Pauknerová, op. cit., p.152)。そのため、新しい規定として、第六章「登録パートナーシップ及び類似の関係」においては、第六七条が、チェコ裁判所は、登録パートナーシップがチェコ共和国において締結されたか、又は、少なくともパートナーの一方がチェコ共和国市民であり、かつ、チェコ共和国にその常居所を有するときは、登録パートナーシップ若しくは類似の関係の廃止、無効及び不存在について決定するとし(第一項)、登録パートナーシップ及び類似の関係の条件、及び、その効果、締結の適格性、締結及び取消の方法、無効、並びに、不存在は、登録パートナーシップ又は類似の関係が締結されたか、又は、終了された国家の法律に依って規律されるものとする。同一の法律は、パートナーの身分関係及び財産関係へも適用されるとし(第二項)、登録パートナーシップ及び類似の関係が締結されたか、又は、それが承認された国家において発生した登録パートナーシップ及び類似の関係の廃止、無効及び不存在に関する外国判決は、それ以上の手続を経ることなく承認されるものとする(第三項)。

次に、財産的法律関係に関する規定について簡略に言えば、第七章「物権」の下に、第六八条が、「不動産に対する物権の権限」につき、又、「準拋法」については、第六九条ないし第七二条が規定している。更に、第七三条は、「信託基金及び類似の工夫」に関する特別規定である。

第八章「相続法」は、財産法の中に配置されている。「管轄権」に関しては、第七四条及び第七五条が規定し、「準拋法」に関しては、第七六条が、相続の法律関係は、被相続人が、死亡当時、平常的に居住していた国家の法律に依って規律されるべきことを定めている。被相続人がチェコ共和国市民であり、かつ、少なくとも相続人の一

人がチェコ共和国に常居所を有するときは、チェコ法が規律するとされ、第七七条が、遺言を作成又は撤回する適格性、並びに、瑕疵ある遺言及びその表現の効果は、遺言の表意当時、被相続人が市民であったか、又は、その当時、常居所を有していた国家の法律に依って規律されることを定めている。同様に意図された法律は、死亡の場合における他の形態の創出の成立及び取消の適格性について決定し、又、死亡の場合に、他の形態の創出が許されるかについても決定するとし（第一項）、又、遺言の方式については、被相続人が遺言の表意当時、又は、その死亡当時、市民であった国家（a号）、遺言が行なわれた国家（b号）、遺言者が遺言の表意当時、又は、その死亡当時、常居所を有した国家（c号）、法定相続関係が行なわれる国家か、又は、遺言の入手当時、それが適用される国家（d号）、又は、不動産に関する場合において、不動産が所在する国家（e号）の法秩序に適合するときは、方式に関して有効とするとし（第二項）、第二項の諸規定は、遺言者が相続契約の当事者の一人となる事実をもって、相続又は他の死因契約の作成の方式へ準用されることが定められている。更に、これは、相続の廃止又は他の死因契約の作成へも適用されるとし（第三項）、遺言者は、遺言において、建築遺産についても、さもなければ適用される法律に代えて、法定相続関係の被相続人が遺言の当時恒久的に居住していた国家の法律が規律することを定めるか、又は、建築遺産についても、相続の法律関係が遺言当時市民であった国家の法律に依って規律されることを定めることができる（第四項）、当事者は、法律関係につき、第四項において被相続人が相続契約の当事者となることが言及された相続法の何れかの相続合意を選択することができるものとされる。これは、他の死因作成についても妥当すると規定されている（第五項）。第七八条は、チェコ共和国の領域に所在する遺言者の物及び権利は、相続人がなく、かつ、権限を有するチェコ裁判所の判決があるときは、チェコ共和国が権利を取得することを定めている。相続人が遺言において定めていない限り、他の国家若しくは領域単位、又は、それらに現存する機関

は相続人とならないものとする。「外国裁判の承認」については、第七九条が規定する。

更に、第九章「知的財産権」については、第八〇条、又、第一〇章「有価証券、他の投資手段及び証書」については、第八一条が、そして、「割賦弁済計画に関する管轄権」につき、「有価証券及び投資に関する準拠法」については、第八二条及び第八三条が置かれている。

第一章「債務法」については、第一部「基本規定」に関する第八四条に続いて、第二部「手続規定」として、第八五条「管轄権」、第八六条「外国裁判所の管轄権の取決め」、第三部「契約」として、第八七条の基本規定に続いて、特例規定として、第四部「労働法」につき、第八八条「管轄権」、第八九条「一定の労働関係の準拠法」に関する規定がある。更に、第五部「二方的法律行為」に関する第九〇条、第六部「保証委任、失敗の効果及び変更の委任」に関する第九一条、第七部「ネットワーク」に関する第九二条、第八部「小切手及び為替手形の法律関係」に関する第九三条ないし第一〇〇条に亘る詳細な規定が置かれている。そして、第九部「幾つかの契約外債務関係」について、第一〇一条の一箇条のみが置かれている。

その他の手続規定として、第五部「外国裁判所との関係における司法共助」に関する第一〇二条ないし第一〇七条、第一〇八条「チェコ法の証明」、第一〇九条「文書の高度な証明」、第一一〇条「法務省の声明」に関する諸規定がある。第六部「破産手続」に関する諸規定も詳細である。第一章「総則規定」として、第一一一一条に続き、第二章「財政制度の衰退」に関する第一一二条ないし第一一四条があり、第三章「保険の衰退」に関する第一一五条及び第一一六条がある。新法の特徴として言及された第七部「仲裁及び外国仲裁判断の承認及び執行」については、第一一七条が「仲裁の合意」、第一一八条が「外国仲裁人の適格」、第一一九条が「準拠法の決定」につき、そして、「外国仲裁裁定額の承認及び執行」については、第一二〇条ないし第一二二条が規定している。

五 後書き

近時、欧州連合においては、その統一国際私法規則が形成されようとしている。従って、その加盟国における国内国際私法もまた、その影響を受けていることが看取される。しかし、欧州連合圏外の諸国との関連においては、一定の場合を除いて、欧州連合法の援用は適正を欠くものであり、従来通りの対処が必要とされることとなる。但し、その場合においても、ハーグ国際私法条約等の条約の援用は可能であり、又、欧州連合法の準用という法形式も可能であろう。従って、それらの諸条約及び欧州連合法が、如何様に導入されているかが、旧法との比較のみならず、新法に見られる新しい規則との関連において注目すべき点であろう。欧州連合加盟国の国内国際私法として、チェコ共和国国際私法については、そのような二元性が具体的に如何様に発現しているかが、欧州連合圏外国としてのわが国の視点から見ても、今後の重要な検討課題となるように思われる。